

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年11月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900116 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900019 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 学校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 6 日から昭和 63 年 3 月 21 日まで

請求期間後の昭和 63 年 4 月 6 日から平成元年 3 月 21 日までの期間及び同年 4 月 6 日から平成 2 年 3 月 21 日までの期間は A 学校での厚生年金保険の記録があるが、同じ雇用形態で勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の記録がないことに納得できない。

A 学校の在職証明書により、請求期間に勤務していたことが確認できるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 学校の在職証明書及び B 教育委員会の履歴書並びに同校が提出した請求者に係る履歴書及び回答によると、請求者は、昭和 62 年 4 月 6 日から昭和 63 年 3 月 20 日までの期間において、同校に臨時の常勤講師として勤務していたことが確認できる。

また、請求期間後の昭和 63 年 4 月 6 日から平成元年 3 月 21 日までの期間及び同年 4 月 6 日から平成 2 年 3 月 21 日までの期間（以下「請求期間後の 2 期間」という。）については、請求者の A 学校に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同校の回答によると、請求者の請求期間における雇用形態、勤務形態等は、請求期間後の 2 期間と同一であることが確認できる。

一方、A 学校は、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出並びに請求期間における給与からの厚生年金保険料控除については、資料の保存期間を経過したため、資料がなく不明である旨回答している。

また、B 教育委員会が提出した「臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱」には、臨時的任用職員等の健康保険法及び厚生年金保険法の適用について必要な事項（被保険者資格の取得届及び喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届等の社会保険事務所長への届出）が定められており、当該要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施するとされている。

さらに、請求者の請求期間後の 2 期間については厚生年金保険被保険者記録があり、請求期間に係る同被保険者記録がないことについて、B 教育委員会は、前述の要綱が施行されたのは昭和 63 年 4 月 1 日であり、それ以前は社会保険の取扱いについての取決めがなかったため差が生じていると思われる旨回答しているところ、A 学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録（以下「被保険者名簿等」という。）において、請求者が請求期間にお

ける臨時の常勤講師であったとして氏名を挙げた二人について同校に係る厚生年金保険被保険者記録がないことから、前述の要綱が実施される前までは、同校では、臨時の常勤講師について、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、被保険者名簿等において、請求期間に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同校に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。